

議案第149号

宝塚市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市債権管理条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(放棄)</p> <p>第7条 市長は、市の債権(消滅時効について時効の援用を要しない市の債権を除く。以下この条(第2号を除く。))及び第9条において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。</p> <p>(1) 当該市の債権_____について、消滅時効が完成したとき(債務者が時効を援用しないことにつき特別の理由があるときを除く。)</p> <p>(2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合_____において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと認められるとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(放棄)</p> <p>第7条 市長は、市の債権(消滅時効について時効の援用を要しない市の債権を除く。以下この条_____及び第9条において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。</p> <p>(1) 当該市の債権(その額が100万円以下のものに限る。第4号において同じ。)について、消滅時効が完成したとき(債務者が時効を援用しないことにつき特別の理由があるときを除く。)</p> <p>(2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、<u>相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合</u>において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと認められるとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p>